

「一般名処方」の取り組みについて

「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の「商品名」でなく、有効成分を元にした「一般名処方」を実施しています。

お薬について、ご不明ご心配なことがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。



三交病院 院長 坂本隆行